

公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会 運営要領

令和2年10月19日

検討会決定

1. 座長は、議長として検討会の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。
3. 検討会は、自由闊達な意見交換を確保するため、原則として非公開とする。
4. 検討会における配布資料及び議事要旨は、原則として、検討会終了後に速やかに公表する。ただし、自由闊達な意見交換を確保するために必要な場合には座長の判断により配布資料を非公開とすることができる。
5. 座長は、必要に応じ、適当と認める有識者等を参考人として招致することができる。
6. この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

以上